

令和7年かすみがうら市教育委員会8月定例会 会議次第

日時 令和7年8月20日（水）午前9時～
場所 千代田コミュニティセンター 視聴覚室

1 開会

2 あいさつ

3 教育長報告

4 議題

（1）報告第10号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）について

（2）議案第23号 かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（3）議案第24号 議案に係る意見聴取について

- ・かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（4）議案第25号 議案に係る意見聴取について

- ・令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について

（5）議案第26号 かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について

（6）議案第27号 議案に係る意見聴取について

- ・令和6年度かすみがうら市歳入歳出決算の認定について

5 その他

6 閉会

令和7年かすみがうら市教育委員会8月定例会 会議録

1 開催日時 令和7年8月20日（水） 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時50分

2 開催場所 千代田コミュニティセンター 視聴覚室

3 出席委員 教育長 井 坂 庄 衛
委員 稲 生 耕 一（教育長職務代理者）
委員 坂 本 雅 子
委員 梶 本 梓
委員 松 信 亮 平

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長	仲 澤 勤
学校教育課長	斎 藤 隆 男
生涯学習課長	山 口 由 晃
教育指導室長	坂 本 篤 也
歴史博物館長	山 口 浩 史
図書館長	鈴 木 教 男
地域コミュニティ課 千代田コミュニティセンター長	
（併）生涯学習課 千代田公民館長	齋 藤 邦 彦
学校教育課 課長補佐	中 村 基 紀（書記）
学校教育課 学校教育担当	栗 原 希（書記）

6 議題

- （1）報告第10号 令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）について
- （2）議案第23号 かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- （3）議案第24号 議案に係る意見聴取について
 - ・かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （4）議案第25号 議案に係る意見聴取について
 - ・令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について

(5) 議案第26号 かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について

【追加議案】

(6) 議案第27号 議案に係る意見聴取について

・令和6年度かすみがうら市歳入歳出決算の認定について

7 その他

8 傍聴者 なし

9 会議の大要

開会 午前 9時00分

事務局 起立、礼、着席。
それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育長、よろしくお願ひいたします。

教育長 それでは、本日は4名の委員さんが出席されておりますので、会議は成立いたします。

これより、令和7年かすみがうら市教育委員会8月定例会を開催いたします。

本日は、公民館に関する議案を予定しているため、公民館事業を事務委任している市長部局の地域コミュニティ課より、千代田コミュニティセンター長で千代田公民館長を併任している齋藤館長が出席しております。

最初に、事前に送付いたしました7月定例会の会議録について、訂正等の連絡はありませんでしたので、こちらを決定稿とさせていただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。

続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき8～9月の教育長動静について報告)

教育長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願ひいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 特に無いようですので、議事に移ります。
報告第10号「令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

教育部長より、説明をお願いいたします

教育部長 資料3ページをお願いします。

報告第10号「令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）について」です。

標題の件について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業として、市立小中義務教育学校に通学する児童生徒の令和7年10月から12月分までの給食費無償化に伴う各種歳入の財源振替を行うこと並びに歴史博物館劣化調査業務委託等にかかる費用の計上を目的に8月12日に行われましたかすみがうら市市議会第2回臨時会への補正予算として議会の議決を求める必要が生じたため、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条第1項及びかすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものです。

つきましては、かすみがうら市教育委員会の教育長に対する事務委任規則第3条及びかすみがうら市教育委員会事務専決規程第2条第2項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。

7ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正の歳入になります。21款諸収入5項雑入において、補正前の額2億8,253万3,000円に補正額1,821万8,000円を減額し、総額2億6,431万5,000円とするものです。

8ページをお願いします。歳出予算になります。9款教育費、補正前の額16億9,403万2,000円に4項社会教育費の補正額901万2,000円を加え、総額17億304万4,000円とするものです。詳細は担当課からご説明いたします。

教 育 長

学校教育課からお願いします。

学 校 教 育 課 長

資料11ページをお願いします。学校教育課所管分について説明いたします。

歳入の予算から説明いたします。21款諸収入5項雑入になります。1,821万8,000円の減となります。こちらは、公立小中学校給食費現年度分を減額するものです。

先程ご説明があったとおり、給食費の無償化ということで、保護者から徴収した給食費が雑入の部分で収入を受けているのですが、3か月無償化ということでマイナスつまり減額になるということです。

続いて12ページをお願いします。中段の9款教育費2項小学校費1目小学校管理費になります。1,172万1,000円の収入減となります。歳出については増減なしということで財源振替と記載しております。その下の中学校費についても同様の内容になっております。学校教育課からの説明は以上になります。

教 育 長

歴史博物館長、お願いいたします。

歴 史 博 物 館 長

12ページをお願いします。9款教育費4項社会教育費4目文化振興費12節から14節になります。

12節歴史博物館劣化調査業務委託になります。歴史博物館が開館してから35年が経過し、今年度に入り本館屋根瓦のモルタルの落下が多くなっており、本館の堀付近や入口付近に見受けられます。また、本館の空調設備3系統のうち2系統が不作動となり、残る1系統は不安定な状況にあり、この連日の暑さで館内が高温多湿となり来館者に不快または危険な思いをさせてしまうため、先月の7月23日から当面の間、暑さが落ち着く10月末ごろまでを目途に本館を休館としています。

休館中に、先程ご説明したモルタルの落下、空調設備に不具合が生じて

いるため、本館修繕の概算工事費を算出するための劣化調査を実施し、今後の本館の方向性を検討するべく今回補正予算に歴史博物館劣化調査業務委託 773万6,000円を計上いたしました。

また、再開館をするにあたり、モルタルの落下が本館玄関付近にも落下していることから来館者、来訪者への安全対策のため入口通路に仮設屋根設置工事を行うため補正予算に歴史博物館入口通路仮設屋根設置工事 127万6,000円を計上いたしました。

なお、劣化調査については今後の本館の方向性を決めるうえで根拠となるものであるため、建築部位別に概算工事費を算出する予定となります。現在、速やかに発注手続きを進めています。今後のスケジュールとしては、8月下旬または9月上旬に発注し、休館中の10月末までには現地調査、年内には報告書を業者にまとめてもらい、年明けからその報告書をもとに本館の方向性について庁内、市議会、市博物館協議会に諮っていきたいと考えています。

歴史博物館からの説明は以上になります。

教 育 長

説明をありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたら、お願いいいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑が無いようですので、報告第10号については、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第10号については、報告のとおり承認されました。

次に、議案第23号「かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局学校教育課より説明をお願いいたします。

学校教育課長

資料13ページをお願いします。

議案第23号「かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」になります。

かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものです。

資料15ページをお願いします。新旧対照表になります。

改正の内容につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、本市の規則で定めていた就学通知などの通知書などの様式を法律に基づく様式に変更をするものとなります。また、新しい様式の導入に伴い、様式番号にずれが生じることから変更を加えるものとなります。

この規則は、令和7年10月20日から施行するものとします。

説明は以上になります。

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたら、お願いいいたします。

します。

教 育 長

基本的には大幅な変更ではなく様式の変更ということでよろしいでしょうか。

学校教育課長

国が定める標準的な様式というものを現在電子システムの中で処理していることから標準的な様式に変更するため、同じ就学通知でも名称が異なったりしますが、記載されている情報は以前と同じ内容が網羅されています。また、様式が異なるため、記載されているところや標題名が異なったりすることもあります。

教 育 長

そのほかにご質問等ございましたらお願ひいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑が無いようですので、議案第23号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

次の議案に入る前に、お諮りいたします。

議案第24号は、議会の議決を経るべき条例制定に関連する内容であり、議案第25号は、令和7年度補正予算（案）であります。これらの議案は、すべて市議会へ提出前でございますので、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項の規定により、この2件を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号から第25号を『非公開』といたします。

————— [以下、非公開] —————

議案第24号 議案に係る意見聴取について

・かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 議案に係る意見聴取について

・令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）について

————— [以下、公 開] —————

教 育 長

次に議案第26号「かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、教育指導室より、説明をお願いいたします。

教育指導室長

資料48ページになります。

議案第26号「かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱につ

いて」になります。

かすみがうら市いじめ防止等に関する条例第14条及びかすみがうら市いじめ問題等対策委員会規則第2条の規定に基づき、別紙のとおり委嘱したく、教育委員会の議決を求めるものです。

委嘱する者、委嘱期間については、49ページになります。本年度は5番の方1名が新規となっております。

説明は以上になります。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたら、お願いいいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第26号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。
以上で本日予定していました付議案件の審議は終了しましたが、事務局から議題1件を追加したいとの申し出があります。
本日の議題に追加してよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議題に追加することにいたします。
追加議題について、資料配付をお願いします。

(資料配付)

教 育 長 それでは、議案に入る前にお諮りいたします。
議案第27号は令和6年度の決算の内容であり、市議会へ提出前でありますのでその性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条7項の規定により、会議を『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第27号を『非公開』といたします。

————— [以下、非公開] —————

議案第27号 議案に係る意見聴取について

・令和6年度かすみがうら市歳入歳出決算の認定について

————— [以下、公開] —————

教 育 長 以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。

(休憩 午前10時28分)
(再開 午前10時32分)

教 育 長

次に、事業報告及び事業計画の事項に入ります。
学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長

ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長

質疑がないようすで続いて、その他の事項に移ります。
その他報告事項又は質問等ありましたら、お願いいたします。
梶本委員、お願いします。

梶 本 委 員

8月7日、児童館の運営委員会に参加しました。令和6年度は大塚児童館と新治児童館で中高生の利用者が81名いました。4月が環境の変化が大きいせいか利用者が一番多くて、運営委員会が終わってから職員のお話を聞いたところ、大塚児童館を利用している下中の生徒さんがいて、学校が終わったら一目散に来ていたという話があり、多感な時期でいろいろな悩みや先生や親に言えない悩みなどがあったのかなと聞きながら思いました。また、月が過ぎるごとに利用者数は減っていって、4月が一番利用者が多いという印象を持ちました。一応ご報告をいたします。

教 育 長

中学生の利用が多いのでしょうか。

梶 本 委 員

報告が中高生というくくりなので、中学生が多いのかどうかはわかりません。

教 育 長

ありがとうございました。その他にございますか。
稻生委員、お願いします。

稻 生 委 員

昨年の今頃も質問をさせていただきましたが、各学校で夏休みの終わりごろに校庭の草刈りやPTA対象の行事などを計画していますか。

私が住んでいる地域は、草の伸び方がすごくて通学路なども草が伸びていて、それに対して何か対策が必要ではないかと感じています。通学路の草刈りなどどうにかできないかと考えています。

教 育 長

校庭の草刈りの件について、教育指導室お願いします。

教育指導室長

各学校の年間予定をみると、今週末8月23日に校庭の草刈りを予定している学校もあります。夏休み明けの9月の1週目の土日に予定している学校もあります。すべての学校が予定しているわけではありませんが、草刈りの予定をしている学校はあります。

教育長

通学路の草刈りについては、学校教育課お願ひします。

学校教育課長

教育委員会で実施するのは難しいため、道路課にお願いする形になります。現状どのような進捗になっているか把握はしてないですが、行き来をしているなかでは、多少は草刈りなど管理をしているのかなと思います。

なかなか保護者のボランティア活動において、道路においては自主的な判断となり強制力がないのが否めません。やはり委託ですと安全管理など通行車両にも影響がないようにとなるのですが、保護者のボランティアではその配慮など難しいため、地域の協力を得なければ難しいと思います。

道路課に引き続きお願いしていく形しかないのかなと考えています。また、計画にもありましたが今月中に安全点検を各学校で行います。その担当からも交通安全プログラムの検討メンバーには道路課も入っていますので、その際にプラスアルファでお願いをしようと思います。

稲生委員

8月31日に地域で清掃大作戦があるので、その活動の中で地域の通学路の草刈りなど一緒にできると良いなと思います。清掃大作戦と一緒に通学路の草刈りもできればと考えましたが、実施日まで日が短く、実施するのは難しいと思いますが、自分の地域についてはそのことについても相談してみようと考えています。

教育長

その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。

次回の教育委員会9月定例会は、令和7年9月22日（月曜日）午前9時から千代田コミュニティセンター視聴覚室で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

教育長

それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の教育委員会8月定例会を閉会いたします。

お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事務局

起立、礼。

閉会 午前10時50分

- | | |
|---------|--------------|
| 10 議決事項 | 報告第10号について承認 |
| | 議案第23号について可決 |
| | 議案第24号について可決 |
| | 議案第25号について可決 |
| | 議案第26号について可決 |
| | 議案第27号について可決 |